一　調査の種類　山村境界基本調査
二　調査を実施する者の名称　国土交通省
三　調査地域
福島県　塙町
埼玉県　小川町
長野県　飯田市
岐阜県　白川町
静岡県　島田市、川根本町
兵庫県　丹波市
徳島県　三好市、那賀町
大分県　中津市、津久見市
鹿児島県　奄美市
四　調査期間
平成二十三年及び平成二十四年
（ただし、埼玉県小川町、長野県飯田市、岐阜県白川町、徳島県三好市、那賀町、大分県津久見市については、平成二十三年から平成二十四年）

○国土交通省告示第百六十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年二月十四日　国土交通大臣　前田　武志

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所
ビューローベリタスジャパン株式会社　神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクビル
二　変更する年月日
平成二十四年二月十三日
三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地
福岡事務所　福岡県福岡市中央区天神一丁目一番一号

○国土交通省告示第百六十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年二月十四日
国土交通大臣　前田　武志

第１　起業者の名称　国土交通大臣
第２　事業の種類　一般国道６号改築工事（久之浜バイパス１工区・福島県いわき市久之浜町田之網字北ノ町地内から同市久之浜町久之浜字犬松沢地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
第３　起業地
１　収用の部分　福島県いわき市久之浜町田之網字北ノ町、字古内、字府中及び字静並びに久之浜町久之浜字中浜、字賤、字前上ノ山、字上ノ山、字沢ノ平、字後原、字岸内及び字犬松沢地内
２　使用の部分　なし
第４　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
１　法第20条第１号の要件への適合性
申請に係る事業は、福島県いわき市四倉町字六丁目地内から同市久之浜町久之浜字連郷地内までの延長3.6㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道６号改築工事（久之浜バイパス１工区）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。
本件事業のうち、「一般国道６号改築工事（久之浜バイパス１工区）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。
２　法第20条第２号の要件への適合性
一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。
３　法第20条第３号の要件への適合性
⑴　得られる公共の利益
一般国道６号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点とし、松戸市、水戸市、いわき市等を経由して、仙台市に至る総延長431.3㎞の主要幹線道路である。
このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、福島県南東部のいわき地域と東部の相双地域を結び、物流等の通過交通と地域住民による地域内交通を担っている。
しかしながら、現道は、自動車交通量が多いにもかかわらず２車線の道路であり、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径等を満たさない区間が存在するほか、自然災害等による通行止めが行われており、中でも、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う大津波による道路冠水等により長期間全面通行止めになるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。
本件事業の完成により、線形等の良好な道路が整備され、自然災害時等における現道の代替路が確保されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。
なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成17年３月及び平成23年９月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。
⑵　失われる利益
上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、サンショウクイ等が確認されている。ハヤブサ及びサシバについては、営巣が確認されているが、営巣地は計画路線から離れていることなどから、影響は極めて小さいとされている。オオタカ及びサンショウクイについては、営巣が確認されておらず、同様の生息環境が周囲に広く存在することから、影響は極めて小さいとされている。
植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、準絶滅危惧として掲載されているエビネ、ミクリ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。
なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が９箇所存在するが、このうち７箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る２箇所についても福島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。
したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。